

「日建連生物多様性行動指針」の策定について

1. 生物多様性を取り巻く現状

近年、地球規模での生物の絶滅が過去にない速度で進行し、生物多様性の保全およびその持続可能な利用が喫緊の課題となっています。

わが国においては、2008年に「生物多様性基本法」、2009年に「生物多様性民間参画ガイドライン」が策定されるとともに、経団連自然保護協議会では、企業の取り組みの考え方や活動事例等を示した「経団連生物多様性宣言—行動指針とその手引き—」を策定するなど、政府・地方自治体・企業・民間団体・国民が連携して、この課題に取り組むための環境が整備されました。

また、2010年に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」では、日本は議長国として各国の意見を取りまとめ、「名古屋議定書」および「愛知目標」の採択に貢献しました。

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップ及び今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012–2020」を2012年に閣議決定し、基本戦略、具体的施策、数値目標を設定しています。

その後、2014年に韓国・ピョンチャンで開催された「生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）」では、「愛知目標」の中間評価が行われ、目標達成に向けて緊急で効果的な行動が必要であることが確認されました。

2. 行動指針策定の背景と目的

生物多様性に対する地球規模での社会的要請が高まる現在、建設業が取り組む事業活動が、生物多様性の恩恵を受け、かつ生物多様性に負荷を与えている事実を認識しなければなりません。

生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用することの重要性を建設事業に携わる関係者一人ひとりが理解し、行動することが求められています。

日本建設業連合会（以下、日建連という。）では、社会情勢の変化やこれまでの当会及び会員企業の環境への取り組みの進展状況を踏まえ、より社会的課題に則した環境に対する取り組みの指針として「建設業の環境自主行動計画（以下、自主行動計画という。）」を策定しています。

今般、自主行動計画における自然共生社会の実現に向けた取り組みの一環として、会員企業各社の生物多様性保全活動の更なる促進を目指すべく「日建連生物多様性行動指針（以下、行動指針という。）」を策定することと致しました。

経団連自然保護協議会が策定した「経団連生物多様性宣言」の基本的な考え方を踏まえ、「愛知目標（愛知ターゲット）」の達成にも資する、建設業独自の事業形態を踏まえた生物多様性保全活動の基本的な取り組み事項を5つの行動として整理しています。

日建連生物多様性行動指針

1. 環境教育等を通じた理解促進



建設事業と生物多様性の関わりの深さが広く理解されるよう、建設事業に携わる一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上に資する教育・啓発の積極的な推進に努め、生物多様性の主流化を目指します。

2. 建設事業における環境配慮の取組



生物多様性に関する知識・情報を活用した技術提案を積極的に行い、生物多様性に配慮した計画、設計、施工に努めます。
また、低炭素化や資源循環、汚染の予防など、工事における環境配慮を推進し、生物多様性への影響の回避・低減に努めます。

3. 資材等の調達における配慮



生態系に及ぼす影響を考慮し、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した資材等の調達に努めます。

4. 研究・技術開発の推進



生物多様性の保全や回復、さらには創出のための生物多様性に関する情報や技術的知見の蓄積および研究・技術開発に努めます。

5. コミュニケーション/社会貢献活動



地域社会や行政など、多様な主体との連携・協力を通じ、事業活動における生物多様性への影響を低減するとともに、その保全などに努めます。また、生物多様性の保全活動に資する社会貢献活動およびそのPRに取り組み、豊かな自然の恵みを未来へ引き継ぐ活動に努めます。